地域集会所
指定管理者指定要項

令和８年７月

墨田区地域力支援部

目　　次

第１章　総則
１　施設の設置目的及び運営方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２　施設概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３　休館日及び開館時間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
４　指定期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
第２章　管理運営業務
１　法令等の遵守 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２　管理の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
３　業務の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
４　業務の範囲及び要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
５　区と指定管理者とのリスク分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
第３章　管理運営経費
１　基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
２　指定管理料の支払 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
３　指定管理者の収入・支出として見込まれるもの ・・・・・・・・・・・・・・ ４
４　会計の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
５　利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
６　指定管理料の見積りに係る留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
第４章　募集・選定手続
１　募集・選定スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
２　申請資格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
３　申請手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
４　選定手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
５　指定手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
第５章　指定後の手続
１　協定等の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
２　管理運営業務開始に向けた準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
第６章　その他
１　モニタリング等の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
２　第三者への業務の委託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
３　物品の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
４　個人情報の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
５　情報公開の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
６　危機管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
７　指定の取消し等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
８　指定業務の継続が困難になった場合の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
９　指定期間の満了等による管理運営業務の引継ぎ ・・・・・・・・・・・・・・ １４
１０　墨田区公契約条例の遵守 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
１１　問合せ先及び申請書類の提出先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により地域集会所（以下「本施設」という。）の管理運営を行う者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

応募者は、本指定要項（以下「指定要項」という。）及び本施設指定管理者要求水準書（以下「要求水準書」という。）等を十分に理解した上で申請してください。

第１章　総則

１　施設の設置目的及び運営方針

⑴　施設の設置目的

地域集会所は、墨田区地域集会所設置条例（昭和５７年墨田区条例第８号。以下、「地域集会所設置条例」という。）に基づき、地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的なコミュニティの形成及び発展を図るため、地域住民の活動の場として設置する施設です。

⑵　施設の運営方針

ア　区民及び利用者の利便を図るとともに、公平利用の確保に努める。

イ　区民及び利用者の意見を管理運営に反映させ、サービスの向上に努める。

ウ　墨田区が掲げる協治（ガバナンス）の考え方に基づき、施設の管理運営を行う。

エ　効率的な運営を行い、管理運営費の節減に努める。

２　施設概要

施設概要については、別紙１「指定管理地域集会所一覧」のとおりです。

３　休館日及び開館時間

⑴　休館日

１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで

⑵　開館時間

午前９時から午後９時まで

※　利用者が利用申請を行った場合は、午前８時から午後１０時まで利用承認を行うことができます。また、学童クラブ事業のため利用する場合は、午前８時から利用できます。

※　指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

４　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

※　上記の指定期間中であっても、指定管理者として不適切な対応があった場合、信用を損なう事態を招いた場合等においては、墨田区地域集会所の管理運営に関する条例第１７条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は指定業務の全部又は一部を停止する場合があります。

第２章　管理運営業務

１　法令等の遵守

指定管理者は、業務を行うに当たって、次の法令等を遵守してください。

⑴　地域集会所設置条例（昭和５７年墨田区条例第８号）
⑵　墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和５７年墨田区条例第９号。以下「条例」という。）
⑶　墨田区地域集会所の管理運営に関する条例施行規則（昭和５７年墨田区規則第２０号。以下「規則」という。）
⑷　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
⑸　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）等の労働関連法規
⑹　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
⑺　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）
⑻　消防法（昭和２３年法律第１８６号）
⑼　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）
⑽　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）
⑾　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）
⑿　墨田区情報公開条例（平成１３年墨田区条例第３号。以下「情報公開条例」という。）
⒀　墨田区暴力団排除条例（平成２４年墨田区条例第３７号）
⒁　墨田区公契約条例（令和５年墨田区条例第３１号）
⒂　その他本施設の管理運営に必要な法令

２　管理の基準

指定管理者は、業務を行うに当たって、次の基準に従ってください。
⑴　条例、規則等の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
⑵　利用者に対して適正なサービスの提供を行うこと。
⑶　施設等の維持管理を適切に行うこと。

３　業務の分類

指定管理者が行う業務の分類は、次のとおりです。
⑴　指定業務
ア　指定事業
本施設の設置目的の範囲内で区が要求水準書等で業務内容を指定し、指定管理者が指定管理料、利用料金、事業収入等を充当して実施する事業です。
イ　提案事業
本施設の設置目的の範囲内で指定管理者が企画・提案した事業で、指定管理者が指定管理料、利用料金、事業収入等を充当して実施する事業です。
なお、提案事業の実施に当たっては、事前に区と協議の上決定し、指定業務として実施します。
⑵　自主事業

本施設の設置目的に合致し、かつ、指定業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の費用と責任において実施できる事業です。

自主事業の実施に当たっては、利用者サービスの向上に資することなどを条件とし、事前に区に自主事業に係る事業計画書を提出し、承認を得る必要があります。

なお、区の責めに帰すべき事由又は指示により自主事業の実施が中止又は休止となった場合において、指定管理者に損失が生じても、区は当該損失を補償しません。

4　業務の範囲及び要求水準

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。具体的な業務内容及び要求水準は、要求水準書を参照してください。

⑴　本施設の管理運営に関すること。

⑵　本施設の利用に関すること

⑶　施設及び付帯設備、備品などの維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。

5　区と指定管理者とのリスク分担

区と指定管理者との基本的なリスクの分担は、別紙２のとおりとします。

第３章　管理運営経費

1　基本的考え方

本施設では、利用料金制度を導入します。

指定管理者は、本施設の管理運営に必要と見込まれる経費（以下「管理運営経費」という。）を、区が支払う指定管理料、利用者が支払う利用料金、自らが企画・実施する各事業の収入（利用者から徴収する実費相当の料金。以下「事業収入」という。）等をもって賄うものとします。

なお、管理運営経費は、申請時に提案された金額を基に、協議によって決定し、原則として指定期間中は変更しないものとします。

2　指定管理料の支払

指定管理料は、協議によって決定した管理運営経費から、利用料金収入見込額、事業収入見込額、その他指定業務に伴い見込まれる収入の総額を差し引いた額とし、年度ごとに区の予算額の範囲内で指定管理者と協議し、協定書及び毎年度締結する覚書に基づき、分割して支払います。

なお、管理運営経費のうち、区が指定する経費については、概算払とし、年度ごとに精算します。

3　指定管理者の収入・支出として見込まれるもの

⑴　収入

ア　指定管理料

イ　利用料金（諸室及び付帯設備）

ウ　事業収入（事業の参加費、原材料費等）

エ　その他（各種助成金、協賛金等）

⑵　支出

ア　人件費

イ　管理費（光熱水費、保守点検費、備品修繕費等）

ウ　事業費（事業実施経費、消耗品費等（提案事業に係る経費を含む。））

エ　その他（施設賠償責任保険、負担金、租税公課等）

※　利用料金制度を導入する本施設の業務については、事業所税の課税対象となる可能性があります。詳しくは、管轄の都税事務所に確認してください。

⑶　上記⑴、⑵のほか、自主事業を実施する場合は、自主事業の実施に伴う収入及び支出が見込まれます。

４　会計の管理

指定業務に係る会計は、指定管理者が属する法人等の会計と区分し、経理を明確にしてください。指定業務に係る経費の収支状況については、区と同様に高い透明性が求められることから、これを適切に管理するため、専用の口座を開設してください。

なお、専用口座の運用に当たっては、ペイオフ制度への対策を講じ、損害を被ることのないよう留意してください。

自主事業に係る会計は、指定業務と区分して、指定業務の専用口座とは別の口座により管理をしてください。

５　利用料金

⑴　利用料金について

指定管理者は、本施設の利用者が支払う利用料金を自身の収入とすることができます。利用料金の額は、条例に定める額（別紙３参照）の範囲内で、指定管理者が区の承認を得て定めます。

なお、条例及び規則に規定する利用料金の減額又は免除の基準に基づく利用料金収入の減少分については、区が支払う指定管理料に含まれているものとし、別途補填はしません。

利用料金の額の承認の基準は、次のとおりです。

ア　施設等の維持管理に係る経費及び類似の施設の料金と比較して著しく低額でないこと。

イ　料金の区分が合理的であり、必要以上に細分化されるなど利用者にとって複雑なものとなっていないこと。

⑵　利用料金収入額が計画を上回った場合の取扱い

指定期間中の各年度における利用料金収入の実績額が当初の計画額を上回った場合、その上回った額の２分の１に相当する額を区に納付してください。

また、利用料金収入の実績額が当初の計画額を下回った場合であっても、区は不足額を補填しません。

６　指定管理料の見積りに係る留意事項

指定管理料の見積りに当たっては、次の事項に留意し、指定要項及び要求水準書の内容を十分に理解した上で提案してください。

⑴　指定管理料とは

指定管理料は、管理運営経費から、利用料金収入見込額、事業収入見込額、その他収入見込額を差し引いた額です。なお、自主事業の実施に係る費用及び収入は、指定管理料の算定には含みません。

⑵　指定管理料の標準額

要求水準を満たすために要する必要最低限の管理運営経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額として、区が設定する標準的な指定管理料の額は、１年につき４０,９００,０００円です。

⑶　物品の貸与等

指定業務に必要な物品のうち、別紙４に掲げる物品は区が用意し、無償で貸与します。日常的に必要な消耗品及び事業等で特別に用意する必要がある物品は、指定管理者が購入又は調達をしてください。

なお、指定管理料で購入又は調達をした物品の所有権又は使用権は、区に帰属するものとします。

⑷　光熱水費

過去２年間の光熱水費の実績は、以下のとおりです。

	令和６年度	令和７年度
電気	7,216,227 円	7,252,695 円
ガス	302,594 円	288,544 円
水道	1,239,840 円	1,222,104 円
計	8,758,661 円	8,763,343 円

⑸　施設修繕費

１件につき税込１３０万円未満の施設の修繕は指定管理者が行います。なお、当該修繕に係る経費は概算払とし、年度ごとに精算をするので、指定管理料の算定（今回提案する管理運営経費）には含めないでください。

⑹　施設の利用実績

過去２年間の施設別の稼働率、利用人数及び利用料金収入の実績は、別紙５のとおりです。

なお、利用料金収入見込額は、前年度の利用実績を踏まえて算定してください。施設稼働率（利用率）の向上に係る提案により、利用実績に加算して算定しても構いません。

⑺　保険の加入

特別区自治体総合賠償責任保険の補償と同等以上の施設賠償責任保険及び第三者賠償責任保険（区と指定管理者を被保険者とするもの）に加入してください。

なお、区は火災保険を付保します。

⑻　労働報酬下限額

指定管理協定は、墨田区公契約条例による労働報酬下限額が適用されます。人件費の積算に当たり、提案時に想定している労働報酬下限額（１時間あたりの額）を収支計画書に明記してください。（第６章１０「墨田区公契約条例の遵守」を併せてご確認ください。）

第４章　募集・選定手続

１　募集・選定スケジュール

質問の受付期限	令和８年８月４日（火）
質問に対する回答	令和８年８月１０日（月）
申請書類の受付期限	令和８年８月１８日（火）
一次審査（書類審査）結果の通知	令和８年８月下旬頃
二次審査（プレゼンテーション）	令和８年８月２８日（金）
選定結果の通知	令和８年１０月下旬頃
区議会による指定管理者の議決（予定）	令和８年１２月中旬頃
指定管理者による運営開始（予定）	令和９年４月１日（木）

２　申請資格

⑴　申請資格

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する法人その他の団体（以下「法人等」という。）

⑵　応募の制限

次のいずれかに該当する法人等は、応募者となることができません。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に規定する者に該当する法人等

イ　墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成１８年９月２０日１８墨総契第３８７号）による指名停止を受けている法人等

ウ　宗教活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、支持若しくは反対をすることを主たる目的とした法人等

エ　法人等又はその役員若しくは使用人（以下「法人・役員等」という。）が次の①から④のいずれかに該当するもの

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が法人等の経営に実質的に関与しているとき。

②　法人・役員等若しくは第三者の不正な利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団等を利用したと認められるとき。

③　暴力団等に対して、直接的又は間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

④　暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

オ　墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２３年５月１６日２３墨総契第１３５号）第４条第１項の規定による入札参加除外措置を受けている法人等

３　申請手続

⑴　質問の受付

指定要項等に関する質問の受付は、次のとおりです。

指定管理者の選定が終了するまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません。ただし、申請手続及び提出書類に関する質問は除きます。

受付期間	令和８年７月１７日（金）から令和８年８月４日（火）まで
質問方法	「質問書」（別紙６）に質問内容を記入の上、電子メールで提出してください。
回答方法	電子メールで回答します。
留意事項	電子メールの送信後、受信確認のため電話連絡をしてください。

⑷　申請書類

申請に際し提出が必要な書類は、次のとおりです。ただし、スについては、該当する場合のみ提出してください。

提出書類		様式
ア	指定管理者指定申請書	第１号様式
イ	法人等の概要	第２号様式
ウ	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	―
エ	法人の履歴事項全部証明書 ※　申請日前３か月以内に発行されたもの	―
オ	役員の経歴書（役員構成、氏名及び経歴）	―
カ	申請日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書	―
キ	直近２事業年度分の事業報告書及び収支決算書	―
ク	直近２事業年度分の法人税確定申告書及び決算報告書の写し	―
ケ	法人等の設立趣旨、活動内容、組織、運営等に関する事項の概要がわかるもの（会社案内等のパンフレット等でも可）	―
コ	指定業務に係る事業計画書	第３号様式
サ	指定業務に係る収支計画書	第４号様式
シ	反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書	第５号様式
ス	自主事業に係る事業計画書及び収支計画書	第６号様式
セ	選定評価項目対照表	第７号様式
提出部数	９部（原本１部、写し８部）	

	※　紙文書による提出のほか、電子データ（ＰＤＦ形式）での提出もお願いします。
留意事項	①　用紙サイズは、パンフレットを除き、原則Ａ４判とします。やむを得ない場合は、Ａ３判をＡ４判の大きさに折ったものも可とします。両面複写でも構いません。 ②　申請書類一式を上記提出書類ア～セの順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにインデックス等を付し、書類の種類を判別することができるようにしてください。また、任意の表紙・背表紙（申請者名入り）を付してください。

⑸　申請書類の受付

申請書類の受付は、次のとおりです。なお、申請書類の提出をもって、指定要項の記載事項を承諾し、応募があったものとみなします。

受付期間	令和８年８月１８日（火）まで（ただし、土・日・祝日を除く。） ※　受付時間は、各日、午前９時から午後５時まで
受付方法	墨田区役所（墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号）１４階・墨田区地域力支援部地域活動推進課地域活動推進担当の窓口へ申請書類を持参してください。
留意事項	①　令和８年８月１８日（火）午後５時以降は、申請書類の受付はできません。 ②　申請書類の受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。 ③　申請に要する費用は、全額、申請者の負担とします。 ④　提出された申請書類は、返却しません。 ⑤　申請書類に係る著作権は、申請者に帰属します。ただし、区は、区議会への説明や選定結果の公表等、特に必要と認められる場合には、申請者の承諾を得ず、無償で申請書類の内容を使用できるものとします。 ⑥　申請書類に不足・不備がないように、十分注意してください。 ⑦　申請を辞退する場合は、「辞退届」（別紙７）を提出してください。申請書類の受付期限前に限り、提出された申請書類は返却します。

４　選定手続

指定管理者は、「墨田区指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選定します。

⑴　一次審査

申請書類の形式的な要件具備について審査し、二次審査を行う申請者を選定します。

⑵　二次審査

一次審査通過者を対象にプレゼンテーション及び質疑を実施し、審査を行います。プレゼンテーションの時間は、１５分以内とします。

⑶　指定管理者の選定方法

選定委員会において、評価が最も高い申請者を指定管理者として選定します。ただし、一定の水準を満たさない場合等には、指定管理者を選定しないことがあります。

⑷　選定評価基準

二次審査及び選定委員会における評価基準は、別紙７のとおりです。

⑸　審査結果の通知及び公表

一次審査の結果通知は、申請者に郵送します。

なお、一次審査通過者には、二次審査の詳細（日時・場所等）も併せて通知します。

二次審査の結果（選定委員会における選定結果）通知は、二次審査の対象となった申請者に郵送にて行います。

なお、審査結果に係る問合せには、お答えしません。

⑹　審査結果の公開

審査結果の情報について、情報公開条例第５条の規定による情報公開請求があった場合は、情報公開条例第６条の規定により公開します。

⑺　留意事項

選定過程において、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア　指定管理者が選定されるまでの間に、自己の有利になる目的のため、本件の募集又は選定の業務に従事する区職員又は関係者への接触等を行った場合

イ　他の申請者の申請を妨害した場合

ウ　提出された申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合

５　指定手続

指定管理者の指定は、令和８年度墨田区議会定例会１１月議会での議決を経て行う予定です。

なお、議決後、指定申請に対する決定（指定又は不指定）を通知します。

第５章　指定後の手続

１　協定等の締結

区と指定管理者とは協議を行い、本施設の管理運営に関して、指定期間中の包括的な事項を定める協定及び年度ごとの事項を定める覚書を締結します。

協定及び覚書で定める予定の主な事項は、次のとおりです。

⑴　協定で定める事項

ア　指定業務の範囲及び実施条件に関する事項

イ　指定業務の実施等に関する事項

ウ　物品の取扱いに関する事項

エ　業務実施に係る確認事項に関する事項

オ　指定管理料及び利用料金に関する事項

カ　損害賠償及び不可抗力に関する事項
キ　指定期間の満了に関する事項
ク　指定の取消しに関する事項
ケ　その他管理運営に必要な事項

⑵　覚書で定める事項
ア　業務内容の詳細に関する事項
イ　指定管理料の額及び支払方法に関する事項
ウ　その他管理運営に必要な事項

⑶　留意事項

指定管理者の予定者が、協定の締結までに、社会的信用を著しく損なう事態を招くなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

２　管理運営業務開始に向けた準備

指定管理者は、指定業務の実施に当たって、事業計画書、収支予算書、情報公開に関する規程等の書類をあらかじめ区に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、区は、指定管理者が申請時に提案した内容を最大限尊重することとしますが、事前の協議において、提案内容の変更等を指示する場合があります。

第６章　その他

１　モニタリング等の実施

⑴　事業報告書

指定管理者は、日報を作成するとともに、毎月の指定業務の履行状況等に関する報告書を定められた期日までに区へ提出してください。

また、毎年度終了後３０日を経過する日までに、１年間の施設の管理業務に関する報告書を区へ提出してください。

⑵　利用者アンケート

指定管理者は、施設利用者の満足度、意見、要望等を把握し、指定業務に反映させるため、利用者アンケートを年１回以上実施してください。アンケート結果については、結果を分析し、評価した上で、区に報告するとともに、公表に努めてください。

⑶　自己評価

指定管理者は、指定業務の実施内容が区の要求水準、区が承認した事業計画に適合しているかの自己評価を行い、結果を区に報告してください。

⑷　区によるモニタリング

区は、指定業務が適切かつ効率的に実施されているかを確認するため、指定管理者へのヒアリングや実地調査等を行います。

⑸　監査の実施

指定管理者は、指定業務に係る出納その他の事務の執行について、区監査委員による監査を受ける場合があります。その際は、必要な帳簿等の書類の提出をするとともに、調査等に応じなければなりません。

⑹　公契約条例に基づく労働条件等の報告

本指定期間は、墨田区公契約条例の対象となります。指定管理者は、条例に基づき、労働条件等に関する事項報告書を提出し、区の確認を得る必要があります。

⑺　その他

指定管理者は、区が実施する労務環境モニタリングや第三者評価等の審査及びその審査に必要な書類の提出等に協力してください。

2　第三者への業務の委託

指定管理者は、指定業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を受けた上で、施設の清掃業務・警備業務・保守点検業務などの管理業務の一部を第三者に委託することができます。

なお、第三者に委託する際には、可能な限り区内企業の活用に努めてください。

3　物品の取扱い

指定業務に使用する物品の取扱いについては、次のとおりです。

⑴　区が貸与する物品を除き、指定業務の実施に必要な物品は、指定管理者が購入し、又は調達するものとします。なお、指定管理料又は利用料金収入により購入し、又は調達した物品に係る所有権等は、区に帰属するものとします。

⑵　区が貸与した物品が経年劣化等により指定業務の実施の用に供することができなくなったときは、指定管理者との協議により、必要に応じて区が貸与した物品の代替となる物品を購入し、又は調達するものとします。

⑶　指定管理者は、故意若しくは過失により区が貸与した物品又は指定管理料若しくは利用料金収入により購入等をした物品を毀損し、又は滅失したときは、区と協議を行い、必要に応じて区に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達するものとします。この場合の当該物品の所有権等は、区に帰属するものとします。

4　個人情報の取扱い

⑴　個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報保護法に基づき、指定業務に係る個人情報保護の義務を負い、同法の規定に係る違反は、個人情報保護委員会による是正の勧告、命令等や罰則の適用の対象となります。

また、指定管理者及び指定管理者から個人情報を取り扱う業務の一部の委託を受けた者は、その業務において、区が講じる措置と同等の個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてください。

⑵　個人データ等の開示等

指定管理者は、保有個人データの開示等の請求等（個人情報保護法第３７条第１項に規定する開示等の請求等をいう。以下同じ。）に関し、請求等を受け付ける方法を定めて公表する等、開示等の請求等に対応するための体制を整備してください。

また、指定管理者は、指定業務で取り扱う個人情報のうち個人データに該当しない個人情報（特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成されていないものをいう。）の開示の請求を受けたときは、本人に対し開示するよう努めてください。

５　情報公開の取扱い

指定管理者は、情報公開条例の趣旨に基づき、指定業務に関する情報の公開を積極的に行うための必要な規程を定めるとともに、情報公開のための必要な措置を講じてください。

なお、情報公開に関する規程の策定に当たっては、事前に区の承認を得てください。

６　危機管理

⑴　指定管理者は、墨田区危機管理基本計画に基づくマニュアル並びに大地震・大洪水及び新型インフルエンザ等の発生時における業務継続計画を策定し、従事者等に周知徹底を図るものとします。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、墨田区事業継続計画（地震・風水害編、新型インフルエンザ編）との整合を図ってください。

⑵　指定管理者は、災害等の発生により、利用者及び近隣住民の救護が必要な場合は、区の指示に従い救護を行うものとします。

また、救護に必要な応急対策用資機材を備蓄し、及び区が実施する訓練、啓発等に協力するとともに、区との連携に努めなければならないものとします。

７　指定の取消し等

区は、本施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して必要に応じて報告を求め、実地調査又は必要な指示を行いますが、指定管理者がその指示に従わないときその他指定管理者による指定業務の実施を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて指定業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

なお、指定を取り消し、又は期間を定めて指定業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより指定管理者に損害又は増加費用が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

８　指定業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに区に報告しなければなりません。その際の措置については、次のとおりです。

⑴　指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、区は、指定の取消しをすることができるものとします。その場合において、区に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

⑵　区及び指定管理者の責に帰すことのできない事由による場合

区及び指定管理者の不可抗力により発生した事故等により、業務の継続が困難になった場合は、指定の取消しの協議をすることができます。区は、この協議の結果、やむを得ない事情があると判断した場合は、指定の取消しをするものとします。

９　指定期間の満了等による管理運営業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了した、又は指定が取り消された際は、施設等の管理運営上支障がないよう、速やかに区又は区が指定する者に業務を引き継いでください。

なお、引継ぎに係る費用負担は、指定管理者の負担とします。

１０　墨田区公契約条例の遵守

墨田区公契約条例第２条の規定により、指定管理者と取り交わす指定管理協定は、公契約に該当します。指定管理者は、労働者等（再委託先の労働者も含みます。）の適正な労働環境を確保するとともに、本施設の運営に当たっては、次に掲げる事項を遵守してください。

⑴　労働報酬下限額

労働報酬下限額は、区が年度ごとに定め、告示します。指定管理協定に係る労働者等には、労働報酬下限額以上の労働報酬を支払っていただく必要があります。※再委託先の労働者にも適用されます。（適用される労働者の範囲は、区公式ウェブサイトで公開している「墨田区公契約条例の手引き」を参照してください。）

労働報酬下限額は、指定期間開始年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でも、指定期間終了まで指定期間開始年度の労働報酬下限額を適用します。

指定期間開始年度以降に東京都の最低賃金が指定期間開始年度の労働報酬下限額を上回った場合は、最低賃金額を遵守していただくことになります。

なお、第３章６⑵に掲げる、区が設定する標準的な指定管理料の額は、労働報酬下限額の単価を１時間当たり１，４８６円（令和８年度労働報酬下限額）で積算しています。提案時の労働報酬下限額と、指定期間開始時に指定管理者が遵守すべき労働報酬下限額に差額が生じる場合は、区と指定管理者において協議を行い、指定管理料の調整を行います。

⑵　労働条件等に関する事項報告書（チェックシート）の提出

指定期間開始後から概ね１か月以内及び毎年度４月末日までに、労働報酬の支払いをはじめ、労働関係法令の遵守等の状況を記載した「チェックシート」を区へ提出していただきます。

⑶　労働者等に対する周知

次の事項を作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付してください。再委託先に対しても、周知を行うことについて理解を得てください。

＜周知事項＞

ア　労働報酬下限額

イ　労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

ウ　墨田区公契約条例第１１条に規定する申出をする場合の連絡先

エ　前号の申出をしたことを理由に、解雇・請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

オ　再委託先の労働者の場合は、労働報酬下限額以上の額の支払いに対して、指定管理者が再委託先に対して必要な措置を講じること。

⑷　その他、墨田区公契約条例別表で定められている約定事項

１１　問合せ先及び申請書類の提出先

墨田区地域力支援部地域活動推進課地域活動推進担当（墨田区役所１４階）

所在地　　：〒130-8640　墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号

電話番号　：０３－５６０８－６２００（直通）

ＦＡＸ番号：０３－５６０８－６９３４

Ｅメール　：katsudosuishin@city.sumida.lg.jp

別紙１

指定管理地域集会所一覧

令和８年７月現在

名称 所在地	開設年月日	構造・延床面積(㎡)	地積(㎡)	室名	規模
立川集会所　立川1-5-2 （立川児童館に併設）	昭和54年9月1日	ＲＣ造延50.08	1,145.23 立川児童館の地積	会議室	50㎡
寺島集会所　東向島1-23-10 （寺島保育園に併設）	昭和56年5月1日	ＳＲＣ造延84.999	825.59 寺島保育園の地積	和室	24.5畳 舞台付
千歳集会所 千歳2-2-5	昭和57年1月15日	Ｓ造延265.2	専用敷地面積 200.00	多目的室	50.0㎡
				和室	32畳 舞台付
八広中央集会所 八広3-14-5	昭和57年1月15日	Ｓ造延273.70 1階138.41 2階135.29	専用敷地面積 304.61	和室	38.5畳 舞台付
				多目的室	40.9㎡
曳舟集会所　東向島2-17-14 (すみだﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰに併設)	昭和60年7月1日	ＲＣ造延146.32	1,271.39 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰの地積	和室	32畳 舞台付
押上集会所　押上1-47-6 （わんぱく砦に併設）	昭和62年4月1日	Ｓ造延136.63 1階20.04	204.00 わんぱく砦の地積	和室	28畳 舞台付
東向島集会所 東向島4-8-12	昭和62年10月1日	Ｓ造延283.5 1階115.59 2階167.79	255.46	和室	32畳
				多目的室	80.6㎡ 舞台付
八広一丁目集会所 八広1-19-14	昭和63年2月1日	Ｓ造延98.82	925.51 八広一丁目児童遊園の地積	和室	32畳 舞台付
東墨田うめぞの集会所 東墨田3-19-1	平成元年2月1日	Ｓ造延112.86	226.66	第一和室	24畳 舞台付
横川三丁目集会所 横川3-12-12	平成5年2月1日	ＲＣ造延438.58 (1･2･3階141.36)	232.05	集会室	67.8㎡
				和室	28畳 舞台付
				多目的室	94.7㎡
江東橋集会所 江東橋5-16-15	平成8年4月1日	ＲＣ造延236 (2･3階118)	183.39 公園の地積	和室	18畳
一寺言問集会所 東向島1-20-6	平成8年5月1日	ＲＣ造延123.77	271.62 公園全体933.42	多目的室	162.5㎡ 舞台付
業平三丁目集会所 業平3-2-5	平成11年4月1日	ＲＣ造延570.01 職員住宅の 1階、2階の一部	721.50	和室	36畳 舞台付
				多目的室	90.4㎡
				小多目的室	21.6㎡
				ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室	98.2㎡
立花四丁目集会所 立花4-8-10	平成11年7月1日	ＲＣ造延397.07	1,239.84 立花区民住宅敷地内	和室	27畳 舞台付
				多目的室	180.7㎡
京島第一集会所（たから会館） 京島3-3-6	平成12年3月1日	ＲＣ造延157.99	512.10 第7コミュニティ住宅内	集会室	102㎡
京島第二集会所（きらきら会館） 京島3-52-8	平成12年4月1日	ＲＣ造延220.99	294.60 第8コミュニティ住宅内	集会室	102㎡
なりひら神明橋集会所 業平5-6-2	平成12年4月1日	ＲＣ造延270.84	業平清掃車庫敷地内	和室	45畳 舞台付
				多目的室	80.5㎡
太平四丁目集会所 太平4-1-4	平成18年6月1日	鉄筋造り延109.32	オリナス錦糸町内	集会室	66.64㎡
東あずま公園集会所 立花2-32-12	昭和57年1月15日	Ｓ造延166.62 (1･2階83.31)	8,525.32 東あずま公園の地積	和室	21畳 舞台付
				多目的室	41.5㎡

※構造　ＲＣ造：鉄筋コンクリート造　ＳＲＣ造：鉄骨鉄筋コンクリート造　Ｓ造：鉄骨造

別紙２　リスク分担表（甲は墨田区、乙は指定管理者）

種　　類	内　　容	負担者	
		甲	乙
法令等の新設・変更	施設の管理運営に影響のある法令等の新設・変更 （他の項目に記載されているものを除く。）	○	
	指定管理者自身に影響のある法令等の新設・変更		○
税制の変更	施設の管理運営に影響のある税制の新設・変更（税率の変更を含む。） （他の項目に記載されているものを除く。）	○	
	法人税、法人住民税等、指定管理者自身に影響のある税制の新設・変更 （税率の変更を含む。）		○
資金調達	資金調達できなくなったことによる施設の管理運営の中断等		○
	甲から乙への指定管理料の支払遅延により生じた損害	○	
市場環境等の変化	物件費、人件費等物価の変動に伴う経費の増加		○
	金利の変動に伴う経費の増加		○
	他施設との競合による利用者又は収入の減少		○
	当初の需要見込みと異なる状況の発生による経費の増加、利用者又は収入の減少		○
	甲の都合による経費の増加	○	
利用者への損害賠償	乙の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 （不適切な施設の管理運営による利用者の怪我等）		○
	甲の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合	○	
	上記以外の事由により利用者に損害を与えた場合	協議	
第三者への損害賠償	乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合 （不適切な施設の管理運営による騒音、振動等の苦情等を含む。）		○
	甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合	協議	
管理運営の中止・中断	甲の責めに帰すべき事由又は甲の緊急的事由による管理運営の中止・中断	○	
	乙の責めに帰すべき事由による管理運営の中止・中断		○
	上記以外の事由による管理運営の中止・中断	協議	
施設等の損傷	経年劣化、第三者の行為（相手方が特定できないものを含む。）による管理施設の損傷のうち、修繕費用が１件につき税込１３０万円未満のもの		○
	経年劣化、第三者の行為（相手方が特定できないものを含む。）による管理施設の損傷のうち、修繕費用が１件につき税込１３０万円以上のもの	○	
	乙の責めに帰すべき事由による施設等の損傷		○
	上記以外の事由による施設等の損傷	○	
不可抗力	不可抗力による管理運営の中止・中断	○	（※１）
	不可抗力による施設等の損壊における復旧費用	○	（※２）
環境問題	施設又は用地から有害物質等が発生した場合	○	
	施設の管理運営及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏えい、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
セキュリティ	乙の警備不備による損害（盗難、情報の漏えい、犯罪の発生等）		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は指定の取消しの場合における原状回復及び撤収費用		○

※１　不可抗力により乙に損害又は増加費用が発生した場合、当該損害又は増加費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担する。

※２　損壊復旧に係る費用を乙が付保した保険により補填された場合にあっては、当該補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

別紙３

地域集会所の利用料金上限額

地域集会所及び種別（諸室）		利用料金（１室につき）		
		午前	午後	夜間
		午前９時から 正午	午後１時から 午後５時	午後５時から 午後９時
立川集会所	会議室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
寺島集会所	和室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
千歳集会所	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
	多目的室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
八広中央集会所	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
	多目的室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
曳舟集会所	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
押上集会所	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
東向島集会所	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
	多目的室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
八広一丁目集会所	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
東墨田うめぞの集会所	第一和室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
	第二和室	９３０円	１，２００円	１，２００円
横川三丁目集会所	集会室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
	多目的室	２，６００円	３，４００円	３，４００円
江東橋集会所	和室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
	多目的室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
一寺言問集会所	多目的室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
業平三丁目集会所	和室	２，６００円	３，４００円	３，４００円
	多目的室	２，６００円	３，４００円	３，４００円
	小多目的室	９３０円	１，２００円	１，２００円
立花四丁目集会所	和室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
	多目的室	２，６００円	３，４００円	３，４００円
京島第一集会所	集会室	２，６００円	３，４００円	３，４００円
京島第二集会所	集会室	２，６００円	３，４００円	３，４００円
なりひら神明橋集会所	和室	２，６００円	３，４００円	３，４００円
	多目的室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
太平四丁目集会所	集会室	２，２００円	２，９００円	２，９００円
東あずま公園集会所	和室	９３０円	１，２００円	１，２００円
	多目的室	１，８００円	２，４００円	２，４００円

別紙4

貸与物品一覧

備品品名	備品規格	設置場所	金額	数量	単位	取得年月日
テレビ	SONY KDL－32EX300	寺島集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアDVK900(ソニーF－V820 2本付	寺島集会所	199,500	1	台	4151224
テレビ	SONY KDL－32EX300	千歳集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアDVK900(ソニーF－V820 2本付	千歳集会所	199,500	1	台	4151224
げた箱	50～60足用 1100×2200×300	千歳集会所	85,000	1	個	3570317
テレビ	シャープ LC－32DE5－B	八広中央集会所	81,375	1	台	4220316
カラオケセット	パイオニア DVK－900	八広中央集会所	199,500	1	台	4210629
げた箱	50～60足用 1500×1800×300	八広中央集会所	85,000	1	個	3570316
テレビ	SONY KDL－EX300	曳舟集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニア DVK－900(ソニーV820 2本付)	曳舟集会所	199,500	1	台	4150212
食器戸棚	大塚化学(株)カップボード98 L58406	曳舟集会所	61,950	1	台	4141010
テレビ	SONY KDL－EX300	押上集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアDVK900(ソニーF－V820 2本付	押上集会所	199,500	1	台	4151224
カラオケセット	パイオニア VK－900(ソニーV820 2本付)	東向島集会所	199,500	1	台	4150212
テレビ	シャープ LC－32E6	東向島集会所	84,630	1	台	4211209
ステージ台	イトーキ LCG－133M－13 演台	東向島集会所	67,000	1	台	3620912
テレビ	SONY KDL－32EX300	八広一丁目集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアDVK900(ソニーF－V820 2本付	八広一丁目集会所	199,500	1	台	4151224
テレビ	SONY KDL－32EX300	東墨田うめぞの集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアDVK900(ソニーF－V820 2本付	東墨田うめぞの集会所	199,500	1	台	4151224
カラオケセット	パイオニア DVK－900	横川三丁目集会所	194,000	1	台	4210526
テレビ	シャープ LC－32E6	横川三丁目集会所	76,440	1	台	4230210
食器戸棚	オオノ イーグル 幅880mm	横川三丁目集会所	55,105	1	台	4050209
食器戸棚	オオノ イーグル 幅880mm	横川三丁目集会所	55,105	1	台	4050209
食器戸棚	オオノ イーグル 幅880mm	横川三丁目集会所	55,105	1	台	4050209
片そで机	イトーキ CCR－107CA	横川三丁目集会所	52,324	1	脚	4050129
マッサージ機		横川三丁目集会所	391,650	1	台	4171228
テレビ	SONY KDL－32EX300	江東橋集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアDVK900(ソニーF－V820 2本付	江東橋集会所	199,500	2	台	4151224
テレビ	シャープ LC－32DE5－B	江東橋集会所	81,375	1	台	4220316
マッサージ機	ナショナル EP578－H	江東橋集会所	185,400	1	台	4080205
傘立て	スガツネ A－URD173(MR)	江東橋集会所	60,770	1	個	4080205
傘立て	スガツネ A－URD173(MR)	江東橋集会所	60,770	1	個	4080205
食器戸棚	オオノ イーグル 幅880	江東橋集会所	60,255	1	台	4080205
食器戸棚	オオノ イーグル 幅880	江東橋集会所	60,255	1	台	4080205
カラオケセット	パイオニアDVK900(ソニーF－V820 2本付	一寺言問集会所	199,500	1	台	4151224
テレビ	SONY KDL－32EX300	一寺言問集会所	78,015	1	台	4220827
テレビ	SONY KDL－32EX300	業平三丁目集会所	78,015	1	台	4220827
アンプ	松下WX－281 マイクRP－VK90－K共	業平三丁目集会所	105,000	1	台	4110225
カラオケセット	パイオニアDVK900	業平三丁目集会所	199,500	1	台	4150212
ロッカー	コインリターン式10人用 コクヨ KL－N10B2	業平三丁目集会所	110,250	1	個	4110215
金庫(品番P-S･12)	耐火金庫 ライオン468－14EX88ST 搬入共	業平三丁目集会所	186,691	1	個	4110215
食器戸棚	イトーキ HAK－0918MS－W7	業平三丁目集会所	85,701	2	台	4110215
長いす	オカムラ 8340AF－F583	業平三丁目集会所	91,876	1	脚	4110215
テレビ	SONY KDL－32EX300	立花四丁目集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアLK－830 テレビ接続コード付き	立花四丁目集会所	145,950	1	台	4110531
テレビ	SONY KDL－32EX300	立花四丁目集会所	78,015	1	台	4220827
マッサージ機	ナショナルアーバンEP752－G	立花四丁目集会所	204,750	1	台	4110531
食器戸棚	コクヨ BK－W120F1	立花四丁目集会所	56,805	1	台	4110518
食器戸棚	コクヨ BK－W110F1	立花四丁目集会所	75,600	1	台	4110518
長いす	オカムラ 8340SE－P644 ライトブルー	立花四丁目集会所	56,175	1	台	4110518

備品品名	備品規格	設置場所	金額	数量	単位	取得年月日
長いす	オカムラ　8340SE－P644　ライトブルー	立花四丁目集会所	56,175	1	台	4110518
テレビ	SONY　KDL－32EX300	京島第一集会所	78,015	1	台	4220827
カラオケセット	パイオニアDVK900	京島第一集会所	183,750	1	台	4140703
ステージ台	舞台ホウトクHK521S2400　パネル2枚付き	京島第一集会所	174,090	1	台	4120201
ステージ台	舞台ホウトクHK521S2400　パネル2枚付き	京島第一集会所	180,495	1	台	4120201
ステージ台	舞台ホウトクHK521S2400　パネル2枚付き	京島第一集会所	180,495	1	台	4120201
ステージ台	舞台ホウトクHK521S2400　パネル2枚付き	京島第一集会所	180,495	1	台	4120201
ステージ台	舞台ホウトクHK521S2400　パネル2枚付き	京島第一集会所	180,495	1	台	4120201
運搬車	ホウトク　テーブル台車2型XAG074	京島第一集会所	80,325	1	台	4120314
運搬車	ホウトク　テーブル台車2型XAG074	京島第一集会所	80,325	1	台	4120314
食器戸棚	食器棚LIONOK－36N	京島第一集会所	52,290	1	台	4120201
カラオケセット	パナソニックDVD－K570	京島第二集会所	74,550	1	台	4120224
ステージ台	ホウトクHK521M240フロントパネル2枚付き	京島第二集会所	191,730	1	台	4120217
ステージ台	ホウトクHK521M240フロントパネル2枚付き	京島第二集会所	191,730	1	台	4120217
ステージ台	ホウトクHK521M240フロントパネル2枚付き	京島第二集会所	191,730	1	台	4120217
ステレオ装置	パナソニックDY－KS570	京島第二集会所	96,600	1	台	4120224
食器戸棚	LION　OK－36N	京島第二集会所	52,290	1	基	4120217
棚	LION　SB－46MW1000＊320＊1600	京島第二集会所	121,485	1	台	4120217
テレビ	SONY　KDL－32EX300	京島第二集会所	78,015	1	台	4220827
食器戸棚	内田洋行　26－C型	なりひら神明橋集会所	78,750	1	台	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
長テーブル	ホウトク　エディター　FXL33M　BT302	なりひら神明橋集会所	58,800	1	脚	4120209
どん帳	舞台幕	なりひら神明橋集会所	159,500	1	張	5070604
テレビ	ホームWi-Fi 5G ルーター　(型番HR02)	なりひら神明橋集会所	73,260	1	台	5070904
ルータ	アイリスオーヤマ　(型番　LT-32WSX-F1)	なりひら神明橋集会所	56,100	1	台	5071226
カラオケセット	パイオニア　DVK900	太平四丁目集会所	183,750	1	台	4180331
テレビ	シャープ　LC－32DE5	太平四丁目集会所	76,440	1	台	4230210
ホワイトボード	コクヨBB－R736W3W3	太平四丁目集会所	63,000	1	面	4180331
カラオケセット	パイオニア　DVK－900 (マイク2本付)	東あずま公園集会所	198,450	1	台	4130925
テレビ	ソニー　KDL－32EX300	東あずま公園集会所	78,015	1	台	4230210

別紙５

地域集会所利用状況一覧表（令和6年度・令和7年度）

		令和6年度	令和7年度
立川	件数	38	56
	人数	912	1,117
	利用料金収入	63,300	102,000
寺島	件数	76	72
	人数	1,317	1,159
	利用料金収入	153,900	146,100
千歳	件数	595	600
	人数	10,302	11,538
	利用料金収入	603,210	621,880
八広中央	件数	87	92
	人数	1,255	1,201
	利用料金収入	117,550	127,150
曳舟	件数	225	265
	人数	3,054	3,332
	利用料金収入	547,110	653,240
押上	件数	209	194
	人数	2,939	2,643
	利用料金収入	323,210	294,660
東向島	件数	499	533
	人数	6,248	6,463
	利用料金収入	1,131,660	1,238,370
八広一丁目	件数	69	81
	人数	1,509	1,743
	利用料金収入	165,900	185,200
東墨田うめぞの	件数	14	16
	人数	253	225
	利用料金収入	25,360	21,790
横川三丁目	件数	365	549
	人数	5,664	12,544
	利用料金収入	831,150	1,392,050
江東橋	件数	486	525
	人数	6,986	7,374
	利用料金収入	1,070,640	1,156,080

		令和6年度	令和7年度
一寺言問	件数	52	28
	人数	884	511
	利用料金収入	114,250	71,200
業平三丁目	件数	993	794
	人数	12,115	9,413
	利用料金収入	2,167,170	1,613,800
立花四丁目	件数	389	404
	人数	7,516	7,726
	利用料金収入	1,220,420	1,111,530
京島第一	件数	303	339
	人数	5,119	5,277
	利用料金収入	656,080	783,680
京島第二	件数	417	388
	人数	9,181	9,731
	利用料金収入	1,278,080	1,218,820
なりひら神明橋	件数	428	439
	人数	6,993	7,886
	利用料金収入	1,084,270	1,325,670
太平四丁目	件数	181	186
	人数	2,363	2,211
	利用料金収入	409,400	430,000
東あずま公園	件数	175	217
	人数	2,610	2,745
	利用料金収入	169,130	252,330
小計	件数	5,601	5,778
	人数	87,220	94,839
	利用料金収入	12,131,790	12,745,550
業平三丁目トレーニング室	件数		
	人数	4,908	4,886
	利用料金収入	1,177,920	1,172,640
総計	件数	5,601	5,778
	人数	92,128	99,725
	利用料金収入	13,309,710	13,918,190

別紙６

質　問　書

令和　　年　　月　　日

墨田区　地域活動推進課 あて

（メールアドレス：KATSUDOSUISHIN@city.sumida.lg.jp）

法人等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地域集会所指定管理者への応募に当たって、次のとおり質問します。

【質問事項】

質問期限：８月４日（火）

別紙７

指定管理者応募申請辞退届

令和　　年　　月　　日

墨　田　区　長　　あて

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、地域集会所の指定管理者への応募を申請いたしましたが、都合により応募申請を辞退します。

所在地

法人等の名称

代表者の氏名

電話

指定管理者選定委員会_選定評価基準（地域集会所）

評価項目
1　利用者サービスの向上
⑴利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか
⑵施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか
⑶利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か
⑷利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか
⑸地域コミュニティ活動の活性化に繋がるような提案があるか
2　効率的・効果的な施設の運営
⑴施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか
⑵施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか
⑶提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか
⑷区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか
⑸利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か
3　事業計画の遂行能力
⑴経営状況及び財政基盤は安定しているか
⑵職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か
⑶管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か
⑷個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか
⑸災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か
合　　計